

（目 的）

第1条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この心得において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札等に参加しようとする者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札等に関する事務の処理を行うシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札等をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらずに入札用紙又は見積用紙をもって行う入札等をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (5) 電子メール 市が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札等に参加しようとする者の使用する電子計算機との間で、電気通信回線を利用して送受信される文書等の電磁的記録をいう。
- (6) 電子くじ 電子入札に参加する者が入力する任意の数字と電子入札システムが自動的に発行する乱数により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札者又は決定者（以下「落札者等」という。）の順位を決定する仕組みをいう。

（電子入札システムへの利用者登録）

第3条 電子入札対象入札の入札参加者は、電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

2 入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、入札参加者の代表者のICカードとする。

（電子入札システムの利用時間）

第4条 電子入札システムの利用時間は、原則として午前8時30分から午後8時00分までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（電子入札対象入札のシステム利用の原則）

第5条 電子入札対象入札は、電子入札システムを使用して入札等の手続を行うものとし、原則として紙入札は認めないものとする。

（入札等の手続き）

第6条 入札参加者は、公告（指名通知）及び仕様書等並びに入札条件、契約方法を熟知の上、電子入札システムにより、定められた期間内に、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）又は辞退届を提出しなければならない。

2 入札書等は、当該情報が電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。

- 3 前項の記録時間は、第4条の利用時間内とする。
- 4 入札書等には、入札金額又は見積金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力するものとする。
- 5 市長は、入札期間又は見積期間の終了時刻と同時に電子入札を締め切る。
- 6 提出された入札書等又は辞退届の変更又は取消しは認めない。
- 7 入札参加者は、入札書等の提出後は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申し出により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 8 入札書等の提出期限までに、必要な入力となされていない場合は、辞退したものとみなす。

(再度の入札)

第7条 初度の入札で落札者が決定しなかった場合における再度の入札は、その入札期限及び開札日等について、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 再度の入札は、原則1回とする。
- 3 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(随意契約)

第8条 前条の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる。

- 2 前項の随意契約に係る見積合せは、原則2回を限度とし、再度の入札において、最低の価格及び次順位の価格を提示した者（最低の価格を提示したものが複数いる場合には、次順位の価格を提示した者は含まない。）により行うものとする。
- 3 前項の見積合せに係る見積書の提出期限及び開札日等については、再度の入札後、速やかに前項に規定する該当者に対し電子入札システムにより通知するものとする。

(電子入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札等は無効とする。

- (1) ICカードを不正に使用して行われた入札等
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 一人で2通以上提出した入札
- (4) 入札条件に違反した入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 紙入札等により行われた入札

(ICカードの不正使用)

第10条 入札参加者がICカードを不正に使用して入札等に参加した事実が落札後に判明した場合は、市長は契約締結前であっても当該契約を締結しないこととし、契約締結後であっても当該契約を解除することができる。

(電子入札の延期又は中止)

第11条 市長は、次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札等の執行ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると認めるときは、入札等の執行を延期又は中止することができる。

- (1) 自然災害
- (2) 広域又は地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

(4) 前各号に掲げるもののほか入札等の執行の延期又は中止が妥当であると認められる障害(入札参加者の使用するICカードの紛失若しくは破損又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。)

2 前項の規定により入札等の執行を延期又は中止したときは、延期の場合については市のウェブサイトに掲載して周知し、中止の場合については公告するとともに市ウェブサイトに掲載して周知するものとする。この場合において、必要があると認める場合には、ファクシミリ等の連絡可能な手段を使用して、入札等の執行の延期又は中止について当該入札等の参加要件に該当する業者に通知するものとする。

(免責事項)

第12条 電子入札の実施において、次の各号に掲げる場合は、市長は、責任を負わないものとする。

(1) 入札参加者が使用する電子計算機、通信機器、回線等の障害により、入札書等の提出が遅延し、若しくは不能となる場合、又は電子入札システムからの情報が表示遅延し、若しくは表示不能となる等の場合において入札参加者に障害が生じた場合

(2) 電子計算機、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者に成りすまして入札等を行い、当該入札参加者本人に損害が生じた場合

(3) 天災、事変その他電子入札システム管理者(市が委託する電子入札システムサービス提供プロバイダをいう。)の責めに帰すことのできない事由により、電子入札システムの利用が遅延し、又は不能となって損害が生じた場合

(入札保証金)

第13条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(公正な入札の確保)

第14条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第15条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(落札者の決定)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合（最低制限価格制度）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
(契約保証金)

第17条 契約保証金の納付等については、規則の定めるところによる。

(契約書の提出)

第18条 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印（電磁的記録の場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）をし、速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めた場合は、その限りでない。

(連帯保証人)

第19条 契約権者が必要と認める場合、落札者は、契約について、自己に代わって自らその給付を完了させ、若しくは履行することを保証し、又は当該契約の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他損害金の支払を保証する連帯保証人をたてなければならない。

(異議の申立て)

第20条 入札をした者は、入札後、第6条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第21条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。